

ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱

平成 26 年 4 月 1 日

施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三鷹市下水道条例施行規則（昭和 51 年三鷹市規則第 18 号。以下「規則」という。）

第 3 条の規定に基づくディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、三鷹市下水道条例（昭和 38 年三鷹市条例第 38 号。以下「条例」という。）及び規則で使用する用語の例によるほか、当該各号に定めるところによる。

(1) ディスポーザ ちゅうかい類を破砕して汚水とともに排除する排水設備をいう。

(2) ディスポーザ排水処理システム 破砕されたちゅうかい類を除去するための排水処理部とディスポーザが、配管等によって一体のシステムを構成する次に掲げるものをいう。

ア 生物処理タイプ ディスポーザからの排水を専用配管で排水処理槽（排水処理部）へ排出し、生物処理した後排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥は別途廃棄する方式のディスポーザ排水処理システム

イ 機械処理タイプ ディスポーザからの排水を機械装置（排水処理部）によって固形物（以下「乾燥ごみ等」という。）と液体とに分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、乾燥ごみ等は別途廃棄する方式のディスポーザ排水処理システム

(3) 使用者 ディスポーザ排水処理システムを使用する者をいう。

(4) 管理組合等 集合住宅等において、第 6 条に規定するディスポーザ排水処理システムの維持管理を使用者に代わって行う者をいう。

(5) 適合評価書 公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 25 年 3 月）」（以下「性能基準（案）」という。）に適合することを示す文書をいう。

(設置の基準)

第 3 条 設置するディスポーザ排水処理システムは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 性能基準（案）に適合したもののうち、三鷹市長（以下「市長」という。）が設置を認めたもの

(2) 前号に定めるもののほか、市長が設置について適当であると認めたもの

(届出)

第 4 条 ディスポーザ排水処理システムを新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）するときは、条例第 4 条の規定により市長に届け出て、確認を受けなければならない。

2 前項の届出を行うときは、規則第 4 条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書（様式第 1 号）

(2) 適合評価書の写し

(3) 維持管理業務委託契約書の写し。ただし、届出をするときに維持管理契約を締結していないとき

は、維持管理業務契約確約書（様式第2号）

(4) ディスポーザ排水処理システムの構造及び保守点検に関する図面、資料等

(5) その他市長が必要と認めるもの

（適合評価標章のちょう付等）

第5条 第3条第1項第1号に適合するディスポーザ排水処理システムには、下水道協会が認めた評価機関が発行する標章を機器の見やすい箇所にちょう付しなければならない。

2 前項の規定によりディスポーザ排水処理システムの新設等をした使用者又は管理組合等は、ちょう付した標章及び機器の写真を市長に提出しなければならない。

（維持管理）

第6条 使用者又は管理組合等は、設置したディスポーザ排水処理システムの性能を保持するため、維持管理に関して第4条第2項第1号に基づき適正な管理をしなければならない。

2 使用者又は管理組合等は、ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関して市長の指示に従わなければならない。

3 使用者又は管理組合等は、ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理しなければならない。

4 使用者又は管理組合等は、ディスポーザ排水処理システムの使用に当たり公共下水道に影響を及ぼす事故又は故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに市長に報告しその指示に従わなければならない。

（資料の保管及び提出）

第7条 使用者又は管理組合等は、設置したディスポーザ排水処理システムについての維持管理に関する資料等を3年間保管しなければならない。

2 使用者又は管理組合等は、市長がディスポーザ排水処理システムが適正に維持管理されていることを確認するため、前項の資料等の提出を求めたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

（立入調査等）

第8条 市長は、ディスポーザ排水処理システムの新設等及び維持管理について必要と判断したときは、下水道法（昭和33年法律第79号）第13条に基づく立入調査を行うことができる。

2 使用者又は管理組合等は、前項の調査に協力しなければならない。

（使用者又は管理組合等の地位の承継等）

第9条 ディスポーザ排水処理システムを有する建築物等の譲渡、貸付等（以下「譲渡等」という。）があった場合、当該建築物等の譲渡等を受けた者は、当該システムの維持管理を引継ぐものとする。

2 前項の規定により当該建築物等の譲渡等を受けた者は、第4条第2項第1号に規定する計画書により市長に届け出なければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月7日施行）

この要綱は、令和4年2月7日から施行する。